

「上場株式等に係る配当所得等」に関する市民税・府民税の課税誤りについて

概 要

平成17 (2005) 年度から平成30 (2018) 年度までの個人の市民税・府民税について、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得（以下「上場株式等に係る配当所得等」という。）に関する市民税・府民税の税額算定に誤りがありました。

内容と経緯

市民税・府民税の税額は、原則として、所得税の確定申告書が提出された場合は、確定申告書に記載された内容に基づいて算定されますが、平成15 (2003) 年の地方税法の改正によって、平成17 (2005) 年度からは、市民税・府民税の納税通知書送達後に「上場株式等に係る配当所得等」に関する確定申告書が提出された場合は、「上場株式等に係る配当所得等」を市民税・府民税の税額算定対象から除外しなければならないこととされました。

平成31 (2019) 年 1 月 4 日、大阪府から全国的に地方税法の解釈誤りによる課税誤りが発生している旨の情報提供がありました。これを受けて、本市の状況について調査したところ、確定申告書が納税通知書送達後に提出された場合であっても、確定申告書の内容に従って、「上場株式等に係る配当所得等」を市民税・府民税の税額算定に算入していたという誤りが判明しました。

対象者及び対象税額

(1) 対象者

個人の市民税・府民税の納税通知書送達後に「上場株式等に係る配当所得等」に関する所得税の確定申告書を提出された方

(2) 対象税額

税額の減額変更：15件（10人分） △71,900円

税額の増額変更：0件（0人分）

今後の対応

対象者の方には、準備が整い次第、順次、今回の経緯を記載したお詫びの文書とともに、税額変更通知書と還付手続きに関するお知らせを送付して、速やかに対応してまいります。

【嶋田篤志課税課長のコメント】

この度は、市民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後、税制改正に伴う法令等の解釈や処理方針の決定にあたっては、今回の事案を深く受け止め、関係機関への照会等による確認を徹底するとともに、これまで以上に職員の専門知識の習得に努め、法令に基づいた適正な賦課事務を進めてまいります。

【お問い合わせ先】

総務部 課税課 課長 しまだ 嶋田・課長補佐 もりた 森田
電話：06-6902-5898 E-mail: som05@city.kadoma.osaka.jp